

琉球古典音楽安富祖流絃聲会 免許審査規程改定

【現会則】 第5条(受験資格)

師範免許については、本会の教師免許取得後子弟養成に努め2年を経過した者で本会流儀の楽道に精通し、その普及に努め、本会の発展に寄与した者及び当該研究所の師匠等が推薦した者であること。

2 教師免許については、本会に引き続き5年以上所属し会費を納入、古典芸能コンクール優秀選賞を取得後1年を経過した者で、本会流儀に精通し、人格、識見をそなえ、指導力のある者及び当該研究所の師匠等が推薦した者であること。

.....

【改定後】 第5条(受験資格)

師範免許については、原則として本会において継続10年以上活動し会費を納入、琉球古典芸能コンクール最高賞を取得した者で、本会の教師免許取得後弟子の養成に努め2年を経過した者で本会流儀の楽道に精通し、その普及に努め、本会の発展に寄与した者及び当該研究所の師匠等が推薦した者であること。

2 教師免許については、本会ににおいて継続5年以上活動し会費を納入、琉球古典芸能コンクール優秀選賞を取得後1年を経過した者で、本会流儀に精通し、人格、識見をそなえ、指導力のある者及び当該研究所の師匠等が推薦した者であること。

[2022年度(令和4年度)の師範・教師免許審査から施行する。]